設置等に 奈良県専用水道の水道技術管理者の資格に関する条例及び奈良県水道用水供給事業の 関す る条例 \mathcal{O} 部 を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十二日

奈良県知事 荒 井 正 吾

奈良県条例第三十一号

業の設置等に関する条例の 奈良県専用水道の水道技術管理者の資格に関する条例及び奈良県水道用 一部を改正する条例 水供給事

(奈良県専用水道の水道技術管理者の資格に関する条例 0 __ 部改正)

県条例第五十二号)の一部を次のように改正する。 奈良県専用水道の水道技術管理者の資格に関する条例 (平成二十四年三月奈良

は、 卒業した者」 る専門職大学の前期課程にあっては、 を加える。 第二条第一項第三号中「短期大学」の下に 修了した後) 」を、 の下に 「卒業した後」の下に を加え、 \neg (同法による専門職大学の前 同項第五号中「卒業した後」 修了した後) 「(同法による専門職大学の前期課程にあ 「(同法による専門職大学の前 _ 期課程にあ を、 の下に「 「第三号に規定する学校を 0 ては、 (学校教育法によ 修了 した者) 期課 程を って

(奈良県水道用水供給事業の 設置等に関する条例 \bigcirc 部改正)

第三十八号) 奈良県水道用水供給事業の の一部を次のように改正する。 設置等に関する条例 (昭和四十二年三月奈良県 条例

を含む。 第十一条第二項第三号中 を、 「卒業した後」 「短期大学」 の下に の下に 「(同法による専門職大学の前期課程に (同法による専門職大学の 前

あ

9

程

第十二条第二号中 修了した後) _ 「卒業した後」 を加える。 の 下 に (学校教育法による専門 職 大学の前 期課

程にあつては、 に「(同法による専門職大学の前期課程にあつては、 修了した後) を、 「同項第三号に規定する学校を卒業した者」 修了 した者) _ を加える。 0

附 則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。